

令和4年8月19日

「福島市文化振興条例」 ～パブリック・コメント実施～

施策等に関する下記計画について素案が取りまとまりましたので、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1 パブリック・コメント対象案件

No.	計画・プラン名	担当課
1	福島市文化振興条例～福島らしい文化が息づくまちを目指して～	文化振興課

※各計画の内容、特徴等については別紙のとおり

2 意見の提出期間

令和4年8月19日（金）から令和4年9月20日（火）

3 素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所／文化振興課、広聴広報課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4 意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

5 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6 その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。



担当：広聴広報課
課長：清野 主任：松川
電話：024-563-7488（直通）

福島市文化振興条例

～福島らしい文化が息づくまちを目指して～

市民・文化スポーツ部

文化振興課

<p>目指す姿</p>	<p>福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展を図り、市民のふるさとへの愛着の醸成、文化が息づく心豊かな市民生活及び魅力あふれる地域を目指す。</p>
<p>check!! ポイント</p>	<p>●福島市らしい文化の継承と持続的発展のための道しるべ！</p> <p>この条例では、文化振興に関する基本理念を定めるとともに、市や市民などのそれぞれの役割について明らかにしています。文化施策を総合的かつ計画的に推進し、福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展を図るための道しるべとなります。</p> <p>●福島市らしい条例を目指して！</p> <p>福島市を知らない方にも本市らしさが伝わる内容とするため、前文に地勢や成り立ち、時代背景、特色ある文化などを具体的かつ丁寧に記載しました。</p> <p>また、これまでの文化行政を顧みたま反省・課題に立った今後の文化振興の決意や、振興施策の財源を確保するための新たな基金の設置を盛り込んでいる点なども、他の自治体ではあまり見られない、本市独自の特徴となっています。</p>  <p>●文化以外の分野における各施策との相乗効果！</p> <p>文化そのものの振興に加え、地域社会や観光、まちづくり、教育などに関する各分野の施策の推進においても、文化の要素を取り入れ、文化振興と相乗効果を発揮できるように規定しました。</p> 
<p>意見提出期間</p>	<p>令和4年8月19日 ～ 令和4年9月20日</p>

担当：文化振興課 文化振興係
 課長：須藤 係長：菅野
 電話：024-525-3785（直通）